

建設工事等積算内訳の公表に関する事務取扱要領

平成29年4月1日制定

(趣旨)

第1条 この要領は、上田市が発注する建設工事並びにコンサルタント業務、森林整備業務（以下「建設工事等」という。）の入札契約手続きの透明性を確保するため、予定価格の積算内訳の公表について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる

- (1) 建設工事 建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第1項に規定する建設工事という。
- (2) コンサルタント業務 建設工事に係る測量、調査、設計及び工事監理の業務をいう。
- (3) 森林整備業務 地拵え、植栽、枝打ち、間伐等の施業、簡易施設の設置及び生産（立木の販売を除く。）をいう。
- (4) 積算内訳 建設工事等の設計価格の算出に用いた積算価格について、一定の範囲で定める項目ごとの数量、単位及び金額を明示したものをいう。

(対象となる建設工事等)

第3条 積算内訳を公表する建設工事等は、競争入札における予定価格が130万円以上の建設工事及び森林整備業務並びに予定価格が50万円以上のコンサルタント業務とする。

(公表する内容)

第4条 公表する内容は次の各号に定めるところによる。

- 2 積算内訳書は、表紙と内訳書から構成し次のとおりとする。
 - (1) 表紙に記載する内容
 - ア 工事名称、工事場所
 - イ 工事内容（設計大要、工期）
 - (2) 内訳書に記載する内容
 - ア 総括情報表
 - イ 工事費内訳書
 - ウ 施工内訳表
- 3 コンサルタント業務において、前項第2号によりがたい場合は、設計図書として示す見積参考資料に記載する項目とする。

(公表の時期)

第5条 原則として、契約締結後速やかに閲覧に供するものとする。

(閲覧の期間)

第6条 閲覧ができる期間は、入札日の属する年度の翌年度末までとする。

(閲覧の場所)

第7条 積算内訳を閲覧する場所は、契約検査課とする。

(閲覧の条件)

第8条 積算内訳は所定の場所で閲覧し、原則として閲覧場所以外には持ち出すことはできないものとする。

- 2 積算内訳を汚損又は毀損してはならないものとする。
- 3 積算内訳の複写等の便宜供与は行わないものとする。
- 4 閲覧に供した資料の内容に関する問い合わせには応じないものとする。
- 5 前各号によりがたい場合は、上田市情報公開条例（平成18年上田市条例第12号）の例によるものとする。

(閲覧の手続)

第9条 閲覧しようとする者は、契約検査課において積算内訳書閲覧申請簿（別記様式）に必要な事項を記入して閲覧するものとする。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行し、同日以後に契約を締結した建設工事等について適用する。